

尼崎市食育推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)第10条に定める食育の推進を図り、本市における食育の施策を総合的かつ計画的に推進するため、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として「尼崎市食育推進懇話会」(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次のことについて、本市に対し意見又は助言を行うことを所掌する。

- (1) 尼崎市の食育に関する計画を作成し、また、その計画の実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進のため必要と認められること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応募した者(市内に住所を有するものに限る。)
- (3) 生産者・製造者・流通販売者等の関係者
- (4) 保育・教育の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、食育の推進に関係する各種団体の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員(第3条第2項第3号から第5号に限る)が、やむを得ない理由により懇話会に出席できない時は、代理人を出席させることができる。

(部会)

第7条 懇話会は、必要に応じ、その所掌事務を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、部会長は会長が、副部会長は部会長がそれぞれ指名する。
- 4 第5条第3項及び第4項並びに第6条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

付則

- 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。
 - 一部改正 平成24年1月1日
 - 一部改正 平成26年1月1日
 - 一部改正 令和4年6月1日